

# 被扶養者資格調査書の証明書類について

※表面の「情報照会結果判定」に該当するものをすべてご添付ください

(状況により追加書類が必要になる場合もございますのでご了承ください)

(住所変更届・国内居住例外届等の申請用紙は、せきゆけんぽホームページより印刷してください)

## 情報照会結果判定

判定	項目	調査対象事由	必要書類（下記「添付書類について」参照）	備考
A 1	世帯	「住所情報相違のため情報照会不可」	住所変更届・収入証明書（下記参照）	海外在住の場合は「国内居住例外届」と「海外在住のわかるもの」も提出要
A 2		「別居等で住所情報が被保険者と異なる」	住所変更届・送金証明書 (大学生以下の学生の場合は学生証表裏の写し)	送金を証明するものがない場合は扶養削除 (交付者は資格確認書返却)
A 3		「海外在住のため情報照会不可」	海外在住のわかるもの (海外赴任の辞令、留学先の学生証等)	
B 1	資格	「他保険者と資格重複期間あり」	資格確認書返却（交付者のみ） (重複期間を削除した後、再加入する場合は扶養再審査)	資格が重複している期間は扶養削除 (交付者は資格確認書返却)
C 1	収入	「給与・年金収入以外の収入あり」	確定申告書・収支内訳書、その他収入がわかるもの	
C 2		「前年2月1日以降に加入のため情報照会不可」	収入証明書等（下記「添付書類について」参照）	
C 3		「収入限度以上の収入あり」	資格確認書返却（交付者のみ）	原則、扶養削除
C 4		「被保険者の収入の2分の1以上の収入あり」	被保険者に年金など給与以外の収入がある場合は、その収入証明書（下記参照）	被保険者に他の収入がない場合は原則、扶養削除 (交付者は資格確認書返却)
D 1	雇用	「過去2年以内に失業保険受給履歴あり」	雇用保険受給資格者証の表裏写し	日額が3,562円（60歳以上は4,932円、19歳以上23歳未満は4,110円）以上の場合は受給日数分、将来に向かって扶養削除

## 添付書類について

※複数該当する場合は、該当するものすべてをご添付いただき、すべての証明書は直近のものを添付してください

収入がない方 ・・・ 市区町村で発行される「非課税証明書」または「課税証明書」の原本

※現在は無収入だが給与収入欄に記載ある場合、退職日を非課税証明書の余白に記入してください。

パート・アルバイトなどの収入がある方 ・・・ 「給与所得の源泉徴収票」の写し  
(年金受給者・学生含む)

※非課税分の交通費が含まれていないため金額を確認する場合があります。

※就労期間が12ヵ月ない場合は就労月数で月収を割り出し、月108,334円（60歳以上は150,000円、

19歳以上23歳未満は125,000円）以上の月収がある場合は被扶養者から削除となります。

年金収入がある方 ・・・ ①受給しているすべての年金の「年金振込通知書」または「年金改定通知書」の写し  
(老齢・遺族・障害、企業、共済、個人年金等すべて)

②市区町村で発行される「非課税証明書」または「課税証明書」の原本

その他の収入がある方（自営業、不動産・配当収入など） ・・・ ①「確定申告書」（税務署の受付印または受信通知のあるもの）  
②「収支内訳書」または「所得税青色申告決算書」（税務署の受付印または受信通知のあるもの）

※自営業者の場合は総収入から直接的な経費を控除した額で判断いたします。

直接的な経費とは被扶養者認定上の経費であって、所得税法上認められている経費とは異なります。

大学生・専門学生 ・・・ 「在学証明書」または「学生証」表裏の写し

通信制・定時制・大学院の方 ・・・ ①「在学証明書」または「学生証」表裏の写し

②収入のない方は市区町村で発行される「非課税証明書」の原本

収入のある方は「源泉徴収票の写し」等を添付してください。

予備校生・浪人生の方 ・・・ 市区町村で発行される「非課税証明書」の原本

収入のある方は「源泉徴収票の写し」等を添付してください。

## 《別居されている方の送金の証明について》

被保険者と別世帯（別居）の方 ・・・ 生活費を援助していることが確認できる「送金証明書」

直近3ヵ月分の銀行の「振込依頼書の写し」または「預金通帳の写し」（金額、振込・受取名義がわかるもの）

※手渡しでの援助では被扶養者と認められません。

会社都合または大学生で通学のための別居の方 ・・・ 送金証明書は不要です。会社都合の場合は資格調査書の余白に「単身赴任」とご記入ください。  
(大学生は除く)

学生の場合は、「学生証」表裏の写しを添付の上、職業欄に学年をご記入ください。

## その他の注意事項

◎被扶養者となる収入範囲は、年収130万円未満かつ被保険者の年間収入の2分の1未満の方です。月収108,334円以上の収入が見込まれる方は、被扶養者にはなれません。  
(60歳以上または障害年金受給者は、年収180万円未満かつ被保険者の年間収入の2分の1未満。月収150,000円以上の収入が見込まれる方は、被扶養者にはなれません。)  
(当年度12月31日時点で19歳以上23歳未満の方は、年収150万円未満かつ被保険者の収入の2分の1未満。月収125,000円以上の収入が見込まれる方は被扶養者にはなれません。)

○当調査書で被扶養者を削除する場合で調査対象者が資格確認書の交付を受けている場合は、「資格確認書」を添付してください。

○住所を変更する場合は、住所変更届をご提出ください。（氏名・生年月日等に間違いがある場合は、氏名訂正届をご提出ください。）